

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

平成4年10月末に事業所を退職して、A市B区役所で住民異動の手続を行った際に、退職時に受け取った「資格喪失証明」を持参して国民年金の加入手続を行ったことを憶えている。その時にカーボン式おぼになった国民年金保険料の納付書を受け取り、すぐに納付した。その後は、口座振替で国民年金保険料を納付した。

受け取った納付書が平成4年10月分の国民年金保険料だったので、なぜ10月分の国民年金保険料を納付しなければならないのかと思い、A市B区に問い合わせたところ、10月31日でC組合の組合員資格を喪失したことになるので、10月は1日だけの国民年金の加入となるが、保険料は1か月分納付しなければいけないとの説明を受けた。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が納付されていないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金への加入は、退職時に会社から受け取った『資格喪失証明』を提出して手続を行った。」と供述しているところ、同証明には、発行日が平成4年10月31日、C組合の組合員資格喪失日が「平成4年10月31日」と記載されている上、オンライン記録によると当初の国民年金の被保険者資格取得日は、「平成4年10月31日」とされており、申立期間当時、申

立人は、同年同月同日に、国民年金の被保険者であったと推認できる。

さらに、オンライン記録によると平成5年3月26日に国民年金被保険者資格の取得日が、当初の4年10月31日から同年11月1日に訂正されていることについて、日本年金機構D事務センター及びA市B区は、「当時の資料は残されていないことから、どうして資格取得日の訂正が行われたのかは不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、「カーボン式の納付書で納めた。」と主張しているところ、A市B区は、「申立期間当時、窓口において納付書を交付することもあった」と回答していることから、申立期間の納付書が発行されたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで
③ 平成 9 年 4 月から 10 年 3 月まで

母が、国民年金制度発足当時から国民年金に加入しており、老後のために、必ず年金に加入するように言っていたので、私は、会社を退職した後の昭和 49 年に国民年金の加入手続を行い、その後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず行い、国民年金保険料が未納とならないように納付してきた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間に係る国民年金保険料は全て納付済みである上、申請免除期間については追納しており、申立期間①は3か月と短期間である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 50 年 5 月に国民年金被保険者資格の喪失手続が行われている上、申立期間①直前の 49 年 4 月から同年 12 月までの保険料は同年 12 月に現年度納付され、48 年 1 月から 49 年 3 月までの保険料は 50 年 5 月に過年度納付されていることが確認できることなどを踏まえると、申立期間①の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③については、オンライン記録によると、平成 12 年 10 月 19 日に国民年金の加入期間として記録が追加されており、記録が追加さ

れた時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から41年1月1日まで

年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和40年12月1日とされているため、申立期間は被保険者期間とされていないが、私の所持する申立期間当時の日記の記載内容から、同年12月末日までA社に在籍していたと考えられるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和40年12月1日とされている。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録では、A社と推認される記録の離職日が、昭和41年1月1日とされている上、B社が提出した申立人に係る社員名簿には、「41.1.1(40.12)希望」と記載されていることが確認できる。

また、申立人が所持する申立期間当時の日記の記載内容から判断すると、昭和40年12月25日に同年12月分の給与がA社から支給されたこと、41年1月5日に当該事業所から退職辞令を交付し退職金を支払う旨の連絡を受け、翌6日にA社D支店において退職金を受領し、健康保険被保険者証を当該事業所に返還したことが推認される。

さらに、B社は、「当時の資料が保存されていないため、詳細は不明である

が、申立期間に係る給与が支給されているとすれば、給与から厚生年金保険料を控除していることは考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、28万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である23万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を28万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

A社の厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成20年度冬季賞与明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、過少な金額の納付であったことを認めており、申立期間に係る標準賞与額の変更届を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月22日に提出したことが確認できることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、6万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である5万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A社の厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成20年度冬季賞与明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、過少な金額の納付であったことを認めており、申立期間に係る標準賞与額の変更届を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月22日に提出したことが確認できることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、36万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である30万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

A社の厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成20年度冬季賞与明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（36万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、過少な金額の納付であったことを認めており、申立期間に係る標準賞与額の変更届を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月22日に提出したことが確認できることから、これを履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 3729 (事案 2462 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

前回、申立期間当時、勤務していたA社の経営主体が、同社からB社に変更になり、業務内容及び給与等の待遇も従前どおりのままで、同社に引き続き勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないということで、当時の給与明細書を添付して申立てを行ったが、申立期間に係る保険料控除は認められないなどとして記録の訂正には至らなかった。

今回、新たに、A社に係る昭和42年10月及び43年8月の給与明細書が見つかったところ、年金事務所の記録では厚生年金保険被保険者資格の取得日が43年10月1日であるにもかかわらず、42年10月の給与明細書において給与から厚生年金保険料が控除されており、43年8月の給与明細書において給与からは厚生年金保険料が控除されていないことからすると、「42年10月」の記載は「43年10月」の誤りであり、42年10月の給与明細書は、43年10月分の給与明細書ではないかと思っている。

また、私がB社を退職した時点の給与明細書も提出しており、提出した給与明細書における厚生年金保険料の控除に係る状況を確認すれば、私が、A社からB社に転籍し、継続して保険料が控除されていたことが分かると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された給与明細書から判断すると、昭和43年10月分から44年9月分までの厚生年金保険料の控除は確認できるものの、申立期間に係る保険料の控除が確認できなかったこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡の取れた同僚が「保険料は翌月控除であったと記憶している。」と供述していること、iii) A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様にA社からB社に転籍しているとする同僚も申立人と同様の被保険者記録となっていること、iv) A社に係る被保険者名簿において、申立人と同様に月末付けで被保険者資格を喪失している者が多数確認できることなどから、申立期間の厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月15日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人と同様にA社からB社に転籍したとする同僚のA社に係る雇用保険の被保険者記録が新たに確認でき、当該記録では離職日が昭和44年10月31日、B社に係る同記録では資格取得日が同年11月1日となっており、記録が継続していることが確認できるところ、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できないものの、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人についても当該同僚と同様に、申立期間においてA社に継続して勤務（昭和44年11月1日にA社からB社に転籍。）していることが認められる。

また、前回の申立てにおいて、申立人と同様にA社からB社に転籍したとする複数の同僚が「C社がA社として法人登記をした頃から（昭和42年6月28日法人設立登記）、B社からA社に人が派遣され、当該人が給与計算などを担当していた。」、「A社から受け取った給与明細書に押印している人の名前は、B社の人だと記憶している。」と供述しているところ、申立期間当時のA社の登記簿謄本に名前の記載がある複数の役員に係る厚生年金保険の被保険者記録が、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることなどから判断すると、両事業所は、申立期間前後において関連事業所であったことがうかがえる。

さらに、申立人が提出した昭和43年10月分及びB社と明記された同年11月分の給与明細書により厚生年金保険料の控除が認められるところ、前述のA社の役員の中の一人が、B社と明記された申立人の同年11月分の給与明細書に押印していることが確認できる上、申立人は「B社へ転籍するときに、当時の事務担当者から、会社名は変わるが、手続は全て会社が行い、仕事内容や勤務地についてもなんら変わらないと説明を受けていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、A社からB社へ転籍するに当たって、厚生年金保険料を継続して控除されており、申立期間においても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和44年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成17年9月から18年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月から19年3月までは20万円、同年4月から同年6月までは22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月27日から同年8月1日まで
② 平成17年8月1日から19年12月29日まで

申立事業所から受け取った「17年2月度 給与明細書 支給日17年3月25日」により、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成17年8月1日となっているが、同年2月27日から同年8月1日までの期間も申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

また、平成17年8月1日から19年12月29日の期間については、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、年金事務所に記録されている標準報酬月額とが一致していない期間があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立事業所が提出した「17年度年間集計表」及び申立人が提出した平成17年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月に係る給与明細書並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立事業所に平成17年2月27日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、「17年度年間集計表」及び前述の給与明細書により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、「17年度年間集計表」及び前述の給与明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日が平成17年8月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年2月から同年7月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額で認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所から提出された「17年度年間集計表」、「18年度年間集計表」及び「19年度年間集計表」（以下「17～19年度年間集計表」という。）並びに申立人から提出された平成17年8月及び同年9月、18年6月から19年11月までの給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17年9月から18年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月から19年3月までは20万円、同年4月から同年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、17～19年度年間集計表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準

報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、17～19年度年間集計表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該保険料に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成17年8月及び19年7月から同年11月までの期間については、17～19年度年間集計表及び前述の給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 25 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 39 年 3 月 5 日から 41 年 6 月 30 日まで

昨年 7 月の同窓会の開催時、A 社で、期間季節労働者として一緒に勤務していた同級生に会った。その際、年金の話題になり、彼女は同事業所で勤務していた期間の厚生年金を受給していると言っていた。

私も同じ様に 3 年余り勤務したが、申立事業所での厚生年金保険被保険者記録が半年しか無く、残りの期間は脱退手当金として支給したと言われたが、脱退手当金の支給を受けた記憶は無く、脱退手当金制度自体を知らなかった。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と申立期間②との間にある被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該被保険者期間は申立期間と同一事業所であることから、申立人が当該被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

また、前述のとおり申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一事業所である上、同一の厚生年金保険被保険者番号で管理されているにもかかわらず、当該被保険者期間が未請求期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約 7 か月後に国民年金に加入し、申立期間②直後の昭和 41 年 6 月から 60 歳到達の平成 15 年*月までの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無いことを踏まえると、申立人に年金記録をつなげる意思がうかがわれ、申立人が、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額 100 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した平成 20 年 12 月 22 日に支給された賞与に係る賞与支払明細書、及び賞与集計表から、申立期間については 100 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 16 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額 30 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した平成 20 年 12 月 22 日に支給された賞与に係る賞与支払明細書、及び賞与集計表から、申立期間については 30 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 16 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額 17 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した平成 20 年 12 月 22 日に支給された賞与に係る賞与支払明細書、及び賞与集計表から、申立期間については 17 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 16 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額 10 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した平成 20 年 12 月 22 日に支給された賞与に係る賞与支払明細書、及び賞与集計表から、申立期間については 10 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 16 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和27年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年8月21日から29年5月21日までの期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から31年7月まで

B市にあるC社の本社に昭和27年7月に入社して社内でD業務に従事していたが、同年9月にE担当に配置換えになった。31年4月には、私の長男がB市の小学校に入学しており、B市に在住していたことは間違いないが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、C社において昭和27年7月8日から31年7月まで継続して勤務したと供述している。

一方、法人登記簿の記録において、申立人が勤務したとするC社と同一住所に所在していたA社が確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和27年8月21日、資格喪失日は29年5月21日）が確認できる。

また、C社又はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「C社及びA社は、同一敷地内にあり、事業主が同じである関連会社であった。給与計算の担当者も同じであり、A社の車に表記された会社名も看板もC社の社名であつ

た。」と供述しているところ、C社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両事業所の事業主は同一人であることが確認できる。

さらに、前述の同僚のうち一人は、「C社の従業員は便宜上、A社に移籍させていたが、両事業所における給与も待遇も同じだった。業種としては、C社は路線とE業務を行い、A社は一般区域と貸し切りの運送業務を行う旨区別されていた。」と供述しているところ、「A社からC社に移籍した。」等と供述している別の同僚の被保険者記録は、前述の両事業所に係る被保険者名簿において、A社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、C社において資格を取得していることが確認できる上、「私は、C社に勤務した。」と供述している別の同僚の被保険者記録は、C社に係る被保険者名簿において被保険者記録は確認できないものの、A社に係る被保険者名簿において確認できることなどから判断すると、申立人は、C社と同一住所に所在していたA社に在籍していたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社における被保険者資格を昭和27年8月21日に取得し、29年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和27年8月21日から29年5月21日までの期間は8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和29年5月21日から31年7月31日までの期間については、A社又はC社における当時の事業主は既に死亡している上、各事業所に係る被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 8 月 13 日は 31 万 2,000 円、同年 12 月 22 日は 30 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 13 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

A事業所から支給された両申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、両申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した平成 20 年 8 月及び同年 12 月の賃金台帳（賞与分）から判断すると、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 20 年 8 月 13 日は 31 万 2,000 円、同年 12 月 22 日は 30 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 8 日に、事業主は、申立人の両申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていないことを認め、両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年8月13日は19万5,000円、同年12月22日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月13日
② 平成20年12月22日

A事業所から支給された両申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、両申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した平成20年8月及び同年12月の賃金台帳（賞与分）から判断すると、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成20年8月13日は19万

5,000円、同年12月22日は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月8日に、事業主は、申立人の両申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったことを認め、両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社には昭和44年8月31日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社に昭和44年8月31日まで勤務していたことが認められる上、同社は、「月末で退職した者については、退職月の厚生年金保険料を控除していたと思われる。申立人についても月末の退職であるため、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月、同年10月、8年1月、同年3月から同年5月までの期間、同年8月及び同年10月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年5月
② 平成7年10月
③ 平成8年1月
④ 平成8年3月から同年5月まで
⑤ 平成8年8月
⑥ 平成8年10月から9年3月まで

私の母が、平成7年4月から9年3月までの期間のうち、未納となっていた国民年金保険料を、A銀行（現在は、B銀行）C支店から振り込んだと記憶していると言っているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び⑤については、当該申立期間前後に関する申立人の納付状況について、D年金事務所に保存されている平成9年度から10年度までに収納された7年度及び8年度の国民年金保険料の領収済通知書、及びオンライン記録を調査した結果、平成9年5月に申立人の国民年金への加入手続が行われた後、平成9年度及び10年度の現年度保険料をそれぞれ納付した日と同日に、平成7年6月から同年9月まで、同年11月及び同年12月、8年2月、同年6月及び同年7月、及び同年9月の過年度保険料をいずれも時効到達直前にそれぞれ一月分ずつ納付している状況がみられるところ、
i) 申立期間①については、申立期間①の直前の7年4月の保険料が時効到達直前の9年5月26日に納付され、申立期間①の直後の7年6月の保険料が時効到達直前の9年7月31日に現年度分である同年4月から同年7月ま

での保険料とともに納付されていることが確認でき、この現年度保険料が納付された時点（平成9年7月31日）では、当該期間の保険料は時効によって納付することができなかった、ii）申立期間②については、申立期間②の直前の7年9月の保険料が時効到達直前の9年10月31日に現年度分である同年10月の保険料とともに納付され、次に現年度分である同年11月の保険料が納付された同年12月1日時点では、当該期間の保険料は時効によって納付することができなかった、iii）申立期間③については、申立期間③の直前の7年12月の保険料が時効到達直前の10年1月30日に現年度分である同年1月の保険料とともに納付された後、次に現年度分である同年2月及び同年3月の保険料が納付された同年4月1日時点では、当該期間の保険料は時効によって納付することができなかった、iv）申立期間⑤については、申立期間⑤の直前の8年7月の保険料が時効到達直前の10年8月31日に現年度分である同年8月の保険料とともに納付された後、次に現年度分である同年9月の保険料が納付された同年10月5日時点では、当該期間の保険料は時効によって納付することができなかったものと考えられる。

2 申立期間④について、このうちの平成8年3月については、上記1のように、申立期間④の直前の同年2月の国民年金保険料が時効到達直前の10年4月1日に現年度分である同年2月及び同年3月の保険料とともに納付された後、次に現年度分である同年4月の保険料が納付された同年5月1日には、当該期間の保険料は時効によって納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間④のうちの平成8年4月及び同年5月については、D年金事務所に保存されている申立人に係る10年4月から11年3月までに収納された領収済通知書によると、領収済となっている8年2月分の納付書は、国民年金への加入手続が行われた9年5月19日に申立人の住所、氏名などが印字されて発行されており、次に領収済となっている8年6月分の納付書については、時効到達直前の10年7月29日に発行されているが、前述の同年金事務所に保存されている同通知書の中では、これのみが申立人の住所、氏名などが手書きで発行（当該納付は、発行の翌日の平成10年7月30日）されていることが確認できる。

このことから、国民年金の加入手続の時点（平成9年5月19日）では、平成7年度の1年分のみの過年度納付書が発行され、平成8年4月分及び同年5月分を含め平成8年度分は発行されておらず、8年度分の同納付書は平成10年7月29日に初めて発行された可能性が高いとともに、当該期間の同通知書がD年金事務所に保管されていることを確認することができないこと等を考え合わせると、当該期間の国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

3 申立期間⑥については、申立期間⑥の直前の平成8年9月の国民年金保険料とともに、申立人、申立人の母親及び申立人の妹の3人分の10年9月分が同年10月5日に納付された後、当該3人の同年10月からの保険料は申立人の母親の銀行口座から振り替えられている（最初の口座振替日は、平成10年10月28日）ことが確認できるところ、口座振替では過年度保険料の納付はできないこと、及びD年金事務所に保存されている同年11月から11年3月までに収納された領収済通知書の中に、申立人に係る同通知書が見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

4 加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 8 月から 40 年 4 月までの期間、同年 10 月から 41 年 4 月までの期間、49 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 50 年 7 月から 51 年 6 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 40 年 4 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から 41 年 4 月まで
④ 昭和 49 年 4 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 50 年 7 月から 51 年 6 月まで

昭和 38 年 4 月に共済組合員資格を取得するまでは、父が国民年金の加入
手続及び国民年金保険料の納付をしてきていたが、共済組合員資格を喪
失した後は、私が国民年金保険料を納付してきたはずであるので、申立期
間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、全ての申立期間における国
民年金保険料は、いずれも未納とされており、オンライン記録と一致している
ことが確認できる。

また、申立期間①については、前述の被保険者名簿及び特殊台帳により、当
時、申立人の共済組合員資格の取得及び喪失に伴う、国民年金被保険者資格の
喪失及び取得に係る届出は行われていなかったものと確認されるほか、共済組
合員期間の国民年金保険料の還付の事跡が見当たらないこと及び共済組合員期
間の直前の期間が未納と確認できることなどから、申立期間①に係る国民年金
保険料の納付は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②、③、④及び⑤については、前述の被保険者名簿及び特
殊台帳により、i) 当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記

録は、申立人が昭和 53 年 8 月に国民年金被保険者の資格を取得した際に遡って整理され、それ以前の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う、国民年金被保険者資格の喪失及び取得に係る届出は行われていなかったものと推認されること、ii) 申立期間⑤直後の 51 年 7 月分の保険料は、時効間際の 53 年 10 月に過年度納付されていることが確認できることなどを踏まえると、当時、申立期間②、③、④及び⑤は国民年金の未加入期間である上、記録の整備がされた同年 8 月時点においては、時効のため遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から51年3月まで

私は、国民年金の加入を父に勧められ、当時、自営業で仕事が忙しかつたので、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母にしてもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に払い出され、43年*月*日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得しており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことなどから、国民年金への加入手続、加入時期、申立期間の保険料納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月に会社を退職したが、同年 5 月に、夫が A 市 B 区役所に出向いて厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その時から国民年金保険料の納付を始めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月に夫婦連番で払い出され、50 年 5 月まで遡って国民年金被保険者の資格を取得しており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人及びその夫の特殊台帳及び A 市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人の夫の申立期間当時の国民年金保険料も未納とされている上、申立期間以後の夫婦の納付状況は同一であったことが確認できるほか、その間に過年度納付が行われた事跡は見当たらないことなどから、夫婦共に昭和 52 年 4 月から国民年金保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、免除していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

私が20歳になった平成6年*月頃、両親から国民年金に加入するように勧められ、父がA市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、短大就学中であった申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続も行ってくれた。

申立期間について国民年金の加入手続及び免除申請手続を行ったのに、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及びA市において、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が確認できない上、申立人が提出した年金手帳には、国民年金手帳記号番号などの国民年金加入に係る記録は記載されていないことが確認できる。

また、申立人に代わって国民年金の加入手続及び免除申請を行ったとする申立人の父親は、申立人の兄の免除申請等に係る記憶はあるものの、申立人に係る手続についての記憶は定かではないとしており、当時の加入手続及び免除申請手続等の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年9月まで
国民年金に加入した際、市職員から、このままでは将来、年金を受給することはできないと説明されたので、国民年金保険料50万円から60万円を遡って納付した。

当時、妻が私の分も含めて一緒に国民年金保険料を納付しており、妻の保険料は納付済みとされているのに、私は未納とされているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、妻が申立人の国民年金保険料も含めて一緒に納付していたと供述しているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和42年9月に払い出されているのに対し、申立人の記号番号は54年1月に払い出されており、払出時期が大きく相違している上、申立期間前後の納付時期及び納付方法も異なっているほか、申立人の記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間とされていたことから、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を含めて一緒に納付することはできなかったものと考えられる。

また、特殊台帳によれば、申立人は、i) 昭和54年1月に6か月分(昭和51年10月から52年3月までの期間)の国民年金保険料を過年度納付し、ii) 54年7月に12か月分(昭和52年4月から53年3月までの期間)の保険料を過年度納付し、iii) 55年6月に116か月分(昭和36年4月から42年7月まで期間及び43年9月から46年12月まで期間)の保険料を特例納付していることが確認できるところ、申立人が60歳に到達するまでの国民年金保険料の納付済期間は、これら過年度納付及び特例納付期間を含めて278か月と

なることから、申立人は、国民年金に係る受給資格期間 276 か月を満たすために必要となる納付月数を考慮して、過年度納付及び特例納付を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

A社（申立期間①当時は、B社）は、昭和 40 年 9 月 1 日にB社C支店と同社の子会社の工場が合併して設立された会社であり、合併の際に給与の引き下げ等は無かったにもかかわらず、A社に係る申立期間①の標準報酬月額が、申立期間①直前のB社C支店に係る標準報酬月額より低い金額で記録されているので、記録を訂正してほしい。

また、D社（現在は、E社）には、F業務として年俸 500 万円の条件で入社した。従業員の給与の決定に関わっており、申立期間②の報酬月額を引き下げた記憶は無いにもかかわらず、申立期間②の標準報酬月額が、申立期間②直前の標準報酬月額より低い金額で記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、当該名簿の標準報酬月額が遡って訂正、変更されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「関連資料等は残っておらず、給与からの厚生年金保険料の控除の状況については、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

2 申立人の申立期間②における標準報酬月額については、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、当該名簿の標準報酬月額が遡って訂正、変更されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、昭和 63 年 10 月 1 日の定時決定については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿による管理からオンラインによる記録管理に移行している時期であるが、当該オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正、変更されるなどの形跡は見当たらない。

さらに、E社は、「当時の関係書類は残っていない。当時のことを知る者もない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

3 両申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月頃から 32 年 11 月 4 日まで
昭和 31 年 10 月頃から 2 か月から 3 か月間は、A が所有する B 丸に乗船し、その後、同人又は同人が代表者である C 組合が所有する D 丸に乗船した。
しかしながら、年金事務所の記録では、B 丸における船員保険の被保険者記録は確認できない上、D 丸における船員保険の被保険者資格取得日は昭和 32 年 11 月 4 日となっている。

いずれの船舶においても、乗船の前後に船員保険被保険者証の交付を事業主に依頼した記憶があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 10 月頃から 2 か月から 3 か月間は B 丸に乗船し、その後 D 丸に乗船したと供述しているが、船舶原簿により、B 丸は、32 年 3 月に船名を「E 丸」から「B 丸」へ変更していると共に、船籍港が F 県 G 郡 H 町（現在は、F 県 I 市）から船舶所有者である A の登録住所地の J 県 K 郡 L 町（現在は、J 県 M 市 L）へ変更されていることなどから判断すると、申立期間のうち、31 年 10 月から 32 年 2 月までの期間については、申立人が、B 丸及び D 丸には乗船していたことが推認できない。

また、B 丸に係る船員保険被保険者名簿により、B 丸が船員保険の適用船舶に該当することとなったのは、昭和 38 年 6 月 23 日と記録されていることが確認できる。

さらに、D 丸に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者資格取得日は、昭和 32 年 11 月 4 日と記録されており、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、当該資格の取得日は、申立人に係る船

員保険被保険者台帳（旧台帳）において確認できるD丸に係る同資格の取得日と一致する。

加えて、前述の被保険者名簿において船員保険の被保険者記録が確認できる二人の船員手帳を確認したところ、一人は、船員手帳に記載されている雇入日の翌月に、他の一人は、約6か月後に船員保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、事業主は、必ずしも全ての従業員について雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の船員手帳を所持していない上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の資料も残されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3742（事案 2357 及び 2941 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年4月11日まで

私の双子の姉と一緒に米軍基地内の施設に昭和22年頃から25年8月末まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、当該期間のうち、25年6月19日から同年7月24日までの期間については、被保険者記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間については、記録の訂正が認められなかった。

その後、当該事業所の同僚と一緒に写った写真が見つかり、勤務していたことは間違いがないとして、再度申し立てたが、申立期間の被保険者記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料等はないが、申立期間の被保険者記録が訂正されないことに納得できないので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 米軍基地を所管するA事務所の資料を保管している国の出先機関では、「申立事業所の昭和24年分の人事記録は見当たらない。」と回答している上、申立人が名前を記憶している同僚のうち申立人の姉以外の同僚は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができないこと、ii) A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国の出先機関が保管する同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも確認できず、両被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被

保険者の資格取得日の記録は昭和 25 年 4 月 11 日で一致していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、昭和 24 年頃に同僚と一緒に写ったとする写真を提出して、申立期間について申立事業所に勤務していたと再度申立てを行っているものの、当該写真からは撮影した時期及び勤務場所が特定できない上、申立人は、申立人の姉以外には一緒に写っている同僚の名前を記憶しておらず、同僚を特定することができないことから、申立人が申立期間に申立事業所に在籍していたことを確認することができず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から25年4月11日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間当時は、私の双子の妹と一緒に米軍基地内の施設に勤務していた期間であり、申立期間の前後の期間には厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、米軍基地を所管するA事務所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A事務所の資料を保管している国の出先機関では、「A県から引継ぎを受けた資料の中に、申立期間当時の申立人に係る資料は見当たらない。」と回答している上、申立人が一緒に勤務したとする同僚のうち申立人の妹以外の同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した後、25年4月11日に再度同資格を取得していることが確認でき、当該記録は国の出先機関が保管するA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している上、両被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間における申立人の被保険者記録はいずれも確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3744 (事案 3271 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、平成 6 年 7 月末日までの期間に A 医院に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 7 月 31 日と記録されていることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

新たに、A 医院の事業主が申立期間に係る給与の支給及び厚生年金保険料の控除を証明し、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失(訂正)届を提出したが、年金事務所において被保険者資格喪失日の訂正処理が行われても、保険給付の対象とならない期間とされている。

申立期間を保険給付の対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録により、申立人の A 医院における離職日は平成 6 年 7 月 30 日であることが確認でき、申立人が同年 7 月末日までの期間において同医院に勤務していたことを確認することができないこと、ii) 同医院は、「申立期間当時の人事及び社会保険の関連資料は保管していない。」と回答している上、同医院に係るオンライン記録により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人が申立期間において同医院に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iii) 申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

確認できる給与明細書等の資料は無いなどとして、既に当委員会の決定に基づき 23 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 医院の事業主が、申立期間に係る給与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除していたと証明していることを新たな事情として再申立てを行っているが、事業主に再度照会したところ、事業主は「申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる賃金台帳等の根拠資料は保存しておらず、記憶のみによる証明である。」と回答している。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の A 医院における厚生年金保険の被保険者記録については、同医院が平成 23 年 4 月 5 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失（訂正）届を年金事務所に提出したことにより、申立人の被保険者資格の喪失日が既に 6 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正されているが、当該訂正処理は、保険者の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われた確認請求に基づくものであり、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 38 年 12 月まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B出張所（現在は、A社B営業所）において、事務員として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が記憶する同僚一人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社本社では、「申立期間当時、社会保険等の加入手続については、当社本社一括で行っていたが、個々の従業員を社会保険等に加入させるか否かについては、当社各出張所の裁量に委ねていた。」と回答しているところ、同社本社及び同社B営業所では、申立期間当時の関連資料を保存していない上、当時の事業主、及び前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社B出張所で給与支払事務を担当していたとする同僚は死亡しており、申立人は、前述の申立人が記憶する同僚以外の同僚に対する聴取を希望しておらず、申立人が記憶する同僚に聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる供述が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は

確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 7 月 12 日まで
② 昭和 42 年 8 月 7 日から 44 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 15 日から 46 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 26 日まで

高等学校を卒業後に勤務したA社、B社、C社及びD社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、オンライン記録では、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続きを行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求を行ったことは無く、受給した記憶も無いとしている。

しかしながら、申立期間④のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載された、被保険者期間、支給額、支給年月日は、オンライン記録と一致しているとともに、その支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間④において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和48年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間③と同期間④の間に脱退手当金が未支給となっている期間（昭和47年2月1日から同年6月30日）が有るところ、当該未支給期間に係る事業所（E社）は、G市にあり、当時のE社の社員であってD社の取締役を兼務していた者は、「F市にあるD社は、E社が出資していた会社であり、私

は、時々、D社まで行っていた。」と供述し、申立人と同様にE社の厚生年金保険被保険者記録が確認できるD社の同僚5人のうち一人は、「私は入社後の一時期、社会保険はE社において加入させてもらっていた。」と供述していることから、D社は申立人が同社に勤務していた一部の期間について、当該未支給期間となっているE社において厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「F市に在住しており、E社に勤務したことはなく、同社で厚生年金保険に加入していたことは知らない。」と供述していることから、その取扱いを承知していなかった可能性がうかがえ、申立人が、脱退手当金を請求する際に、同社を申告しなかったとしても不自然ではない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 6 日から同年 4 月 10 日まで
② 昭和 47 年 8 月 12 日から同年 9 月 8 日まで
③ 昭和 47 年 12 月 21 日から 48 年 1 月 9 日まで
④ 昭和 49 年 8 月 29 日から同年 9 月 2 日まで
⑤ 昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 16 日まで
⑥ 昭和 49 年 10 月 28 日から 50 年 5 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間①、C 社 D 支店に勤務していた申立期間②及び③、E 社（現在は、F 社）に勤務していた申立期間④、⑤及び⑥における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、各事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できないほか、A 社における同僚として申立人が名前を挙げた同僚は、既に死亡しており供述を得ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等からは、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることはできない。

また、B 社は、「申立人に係る関係資料は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 42 年 3 月 6 日となっており、オンライン記録と一致している上、申立人に係る健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返納 3 月 22 日」の記載が確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のC社D支店における離職日は昭和47年8月11日となっており、当該離職日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している上、同被保険者原票には、申立人に係る健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納9月7日」の記載が確認できる。

また、C社は、「申立人に係る関連資料は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間や当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

3 申立期間③について、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できないほか、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等からは、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることはできない。

また、C社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のE社における離職日は昭和49年8月28日となっており、当該離職日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、F社は、「申立人に係る関連資料は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述

等を得ることができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できないほか、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間⑤当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等からは、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることはできない。

また、F社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間⑤における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 6 申立期間⑥について、E社とは別の事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、E社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間⑥当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等からは、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることはできない。

また、F社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、E社及び雇用保険の被保険者記録が確認できる、申立事業所とは別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間⑥における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 7 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月頃から同年 7 月頃まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社は、「当社では厚生年金保険に加入している従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等の当時の資料を保管しているが、当該資料の中に、申立人の名前は無かった。当時は現在と異なり、全ての従業員を加入させていたわけではなかったと思われる。」と回答している上、前述の被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人に係る記憶は無い。当時、申立事業所では従業員の入れ替わりが激しく、数か月で退職する者が多かった。」と供述しているほか、当該被保険者原票によれば、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人については厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 30 日から 48 年 12 月 1 日まで

A社にB担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

昭和 39 年 8 月に入社し、申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が昭和 41 年 9 月 30 日以降も同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿などによれば、A社は、昭和 41 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人は同日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、法人登記簿によれば、A社は解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、申立人が同僚として名前を挙げた二人は、いずれも、「申立人が勤務していたことは記憶している。私は、A社に昭和 40 年 5 月頃に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の期間においても継続して勤務していた。適用事業所に該当しなくなった後の期間については、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かったと思うが、当時の給与明細書等は所持しておらず、確認することができない。」、「申立人が勤務していた

ことは記憶しているが、厚生年金保険の加入状況については分からない。私がA社に勤務したのは、昭和38年7月から42年1月頃までの期間だった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらず、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、申立期間のうち、昭和45年4月から48年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。